平成２９年（フ）第１９０８号
東京都新宿区大久保３丁目２－６－406
破産者　松本　功治
1　決定年月日　平成29年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１９０９号
東京都中野区鷺宮１丁目７－10－103
破産者　橋本　雅文
1　決定年月日　平成29年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１９１４号
埼玉県草加市手代町246－１　Ｌマンション102、開始決定時の住所東京都足立区本木１丁目18－９　クレールVI202
破産者　小松　実春
1　決定年月日　平成29年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１９３４号
東京都渋谷区代々木１丁目10－１　ライオンズマンション代々木第２　305
破産者　野手　康正
1　決定年月日　平成29年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１９４９号
東京都東久留米市滝山５丁目30－３
破産者　菅沼　瑞江
1　決定年月日　平成29年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１９５８号
東京都町田市忠生４丁目15－５－305
破産者　矢崎　　忍
1　決定年月日　平成29年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１９６３号
東京都三鷹市井の頭３丁目15－17　ドーミー井の頭公園２、開始決定時の住所東京都立川市羽衣町１丁目19－１－402
破産者　佐東　頼子
1　決定年月日　平成29年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１９７０号
東京都世田谷区上野毛１丁目34－23－102
破産者　大西　初子
1　決定年月日　平成29年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１９７５号
東京都中野区中央３丁目37－７－303
破産者　小林　稲穂
1　決定年月日　平成29年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１９８２号
東京都江戸川区宇喜田町1039－１－1005
破産者　大坪　喜徳
1　決定年月日　平成29年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２０１３号
東京都品川区戸越６丁目20－16－103
破産者　松尾　知徳
1　決定年月日　平成29年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１８８号
北海道川上郡弟子屈町朝日４丁目４番10号
破産者　株式会社マスターマインドネットワーク
1　決定年月日　平成29年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第６５号
茨城県北茨城市中郷町松井2420番地２
破産者　有限会社コスモ技研
1　決定年月日　平成29年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２８年（フ）第５２７号
千葉県野田市日の出町27番地の18
破産者　松井　昭司
1　決定年月日　平成29年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第６０号
千葉県松戸市幸田５丁目253番地
破産者　白田　　歩
1　決定年月日　平成29年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第７４号
千葉県松戸市二十世紀が丘萩町219番地の２
破産者　有限会社花桂
1　決定年月日　平成29年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第７６７号
東京都品川区北品川５丁目３－１－3413
破産者　長谷　光浩
1　決定年月日　平成29年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７６８号
東京都渋谷区代官山町９番10号
破産者　株式会社ＲＣエイジ
1　決定年月日　平成29年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３０３９号
（最後の住所）大阪市大正区千島２丁目４番１－524号
破産者　被相続人亡プロデュース　エス・エスこと新宮英治相続財産
1　決定年月日　平成29年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２６２５号
大阪府八尾市南太子堂１丁目２番14号
破産者　株式会社スカイデンタル
1　決定年月日　平成29年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３号
兵庫県尼崎市額田町２番１号
破産者　有限会社いき水産
1　決定年月日　平成29年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第４号
兵庫県尼崎市神崎町38番16号　小寺ビル202号
破産者　豊永　　朗
1　決定年月日　平成29年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係